

**群馬県社会福祉協議会民間社会福祉施設等職員共済事業
退職手当・福利厚生積立金 設置規程**

(目的)

第1条 群馬県社会福祉協議会(以下、「県社協」という。)
民間社会福祉施設等職員共済事業の事業が円滑かつ
効率的に実施できるよう、退職手当・福利厚生積立
金(以下、「積立金」という。)を設置する。

(構成)

第2条 積立金は、当年度末における退職掛金長期預り金
差益から退職手当助成金費用を差し引いた剰余金、
共済事業掛け金収益から福利厚生給付金助成金費用
を差し引いた剰余金及び受取利息配当金収入から各
種経費を差し引いた剰余金等をもって構成する。

(管理)

第3条 積立金は、安全確実な方法により保管するととも
に、効率的な運用に努める。

(積立金の取り崩し)

第4条 次に掲げるものに充てる場合については、運営委
員会にて承認された上で県社協会長への意見具申に
基づき、県社協理事会にて議決を経て取り崩すこと
ができる。

- (1) 退職手当助成金支出に必要な経費
- (2) 福利厚生給付金助成金支出に必要な経費
- (3) 事業運営に必要な経費
- (4) その他、県社協会長が必要と認めたもの

(積立金の報告)

第5条 積立金の収入・支出及び運用の結果については、
毎年度、運営委員会で報告するものとする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、県
社協会長が別に定める。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。